

「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石真言)では、東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者から、白血病を発症したとして労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

(参考) 白血病の認定基準

(昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」)

- ①被ばく線量 : 5mSv×従事年数以上
- ②潜伏期間 : 被ばく開始後1年を超えた後に発症
- ③対象疾病 : 骨髄性白血病又はリンパ性白血病

検討会の検討結果について

- 東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した白血病について、業務上との結論。(令和5年3月6日開催)

労災認定された事案について

- 労働者は40歳代に白血病を発症した男性。
- 平成10年5月～令和3年12月のうち約23年、放射線業務に従事。
(東京電力福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事)
- 総被ばく線量 約124mSv[うち事故後の東京電力福島第一原発での作業:約95mSv]
- 全国の原子力発電所において原子力発電所の運転操作業務等に従事し、東京電力福島第一原発事故後は、主に、同原発における原子炉への給水操作、水処理設備の運転操作等の業務に従事した。
- 事故後の東京電力福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病4件、真性赤血球増加症1件、咽頭がん2件、甲状腺がん2件、肺がん1件。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病の労災補償に関するリーフレットを計10回、直接送付している。

※本件は、緊急作業従事者を含む東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意を得て公表するもの。